

昭和町木造住宅耐震化推進事業

『木造住宅の耐震化』を進めましょう!!



昭和町では、“災害につよいまちづくり”を目指し、大地震の際に倒壊の危険性が高い新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）に建築された木造個人住宅について、耐震診断・耐震改修・耐震化建替・耐震シェルター設置の補助事業を実施していますので、大地震に備える第一歩として、ぜひご活用ください。補助期間が限られていますので、お早めにご相談ください。

木造住宅耐震化推進事業

◆木造住宅耐震診断事業◆

補助対象

昭和56年5月31日以前に木造在来工法で建築された個人が所有・居住する2階建て以下の個人住宅に対して、昭和町が委託した建築士が調査を行い、地震に対する強度を診断します。



補助額

※令和7年度まで

- 全世帯
- ・無料（費用は国・県・町で負担）

◆木造住宅耐震改修事業費補助事業・木造住宅耐震化建替事業費補助事業◆

補助対象

昭和町の上記の無料耐震診断の対象となる個人住宅で、その無料診断において総合評価が1.0未満との判定を受けた住宅を総合評価1.0以上にするための耐震改修工事及び除却して建て替える工事。



補助額

※令和7年度まで

- 全世帯
- ・補助金限度額 1,437,500円

◆木造住宅耐震シェルター設置事業費補助事業◆

補助対象

昭和町の上記の無料耐震診断の対象となる個人住宅で、その無料診断において総合評価が0.7未満との判定を受けた住宅に耐震シェルターを設置する工事。



補助額

※令和7年度まで

- 全世帯
- ・補助金限度額36万円

これらの補助事業は事業着手前の手続きが必要となりますのでご注意ください。

《問合せ先》

昭和町役場 都市整備課 都市整備係
☎ 055-275-8413